

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放について(案)

【民間競争入札とする理由】

- 平成 19 年 6 月 7 日の第 3 回統計調査分科会に提出した「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」において、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査については、平成 20 年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることも検討を行う、平成 21 年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、他の統計調査の民間開放の検討の参考とするためには、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

【入札の対象範囲】

- 「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査票の送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応（以上については地方公共団体に委託する部分を除く）、調査対象名簿のマッチング等、個票審査、データ入力とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務（分析を含む。）、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定時期】

- 平成 20 年 4 月日処に入札公告し、平成 20 年 7 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

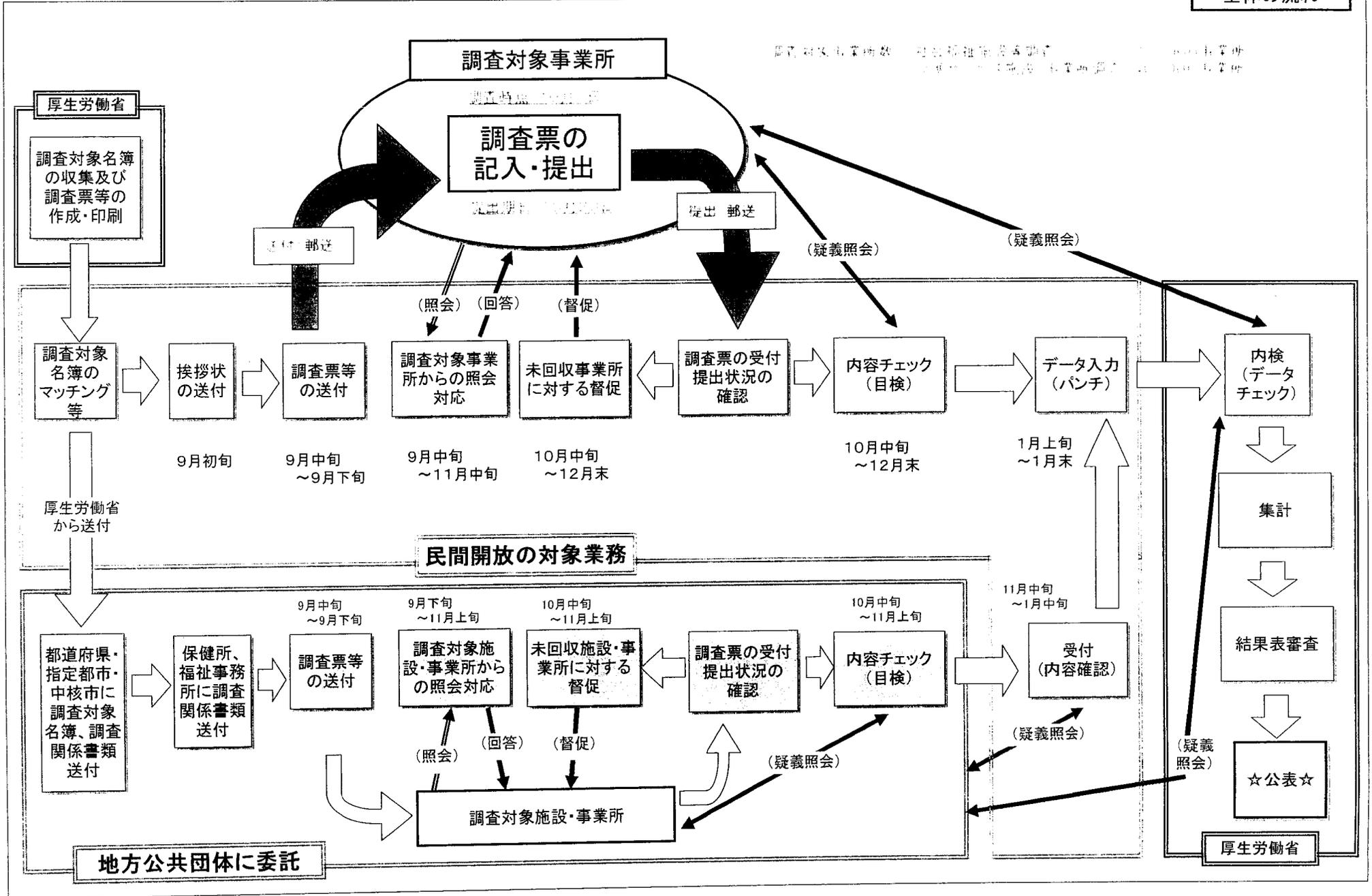
- 社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等を対象、また、介護サービス施設・事業所調査は、全国の介護サービス施設・事業所を対象として実施している承認統計調査である。両調査においては、平成 20 年度は国直轄調査分（厚生労働省からの郵

送分)のみを民間開放の対象としており、次年度以降、現在、地方公共団体で実施している部分の拡充を行う予定であること、また、大規模な統計調査について民間事業者の活用に生じる問題点を整理し、次年度以降にその反省点を踏まえて再検討する必要があることから、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断している。

(なお、平成21年度調査については、平成20年度調査の実績が出ていない段階で契約期間を判断する必要があるので、複数年度契約とすることを含め、契約期間をどうするかについては来年の12月までに検討してまいりたい。)

一 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図(実施方法)(案) (平成20年度) 一

全体の流れ



社会福祉施設等調査の概要

調査の概要：全国の社会福祉施設等の数、在所者数、従事者数の状況等を把握するため、毎年行っている調査。3年に1回は施設の設備・機能等を詳細に把握する精密調査を、中間の2年は基礎的事項のみ把握する簡易調査を実施。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

- ① 法人名
- ② 施設・事業所の名称
- ③ 施設・事業所の所在地、郵便番号、電話番号
- ④ 施設の活動状況
- ⑤ 施設の設置主体・経営主体
- ⑥ 施設の定員及び在所者数
- ⑦ 施設の年齢階級別在所者数
- ⑧ 施設・事業所の職種別従事者数（常勤・非常勤）
- ⑨ 事業所の経営主体
- ⑩ 事業所における事業の状況（事業所名、事業開始年月、活動状況）
- ⑪ 事業所におけるサービスの提供状況（定員、介護保険法による指定の有無、営業日数、9月中の利用実人員・利用延人数）

調査対象：全国の社会福祉施設等、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所

調査対象数：

社会福祉施設等 約 68,000 施設

障害福祉サービス事業所 約 28,000 事業所（うち本省直接郵送分は約 25,000 事業所）

調査の方法：

施設票は、福祉事務所を通じて調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。

事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

調査の実施経路：

厚生労働省 — 都道府県・指定都市・中核市 — 福祉事務所 — 社会福祉施設

厚生労働省 — 障害福祉サービス事業所

予算額：35,172千円（平成19年度）

介護サービス施設・事業所調査の概要

調査の概要：全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握するため、毎年行っている調査。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

- ① 法人名、施設名
- ② 施設の所在地、郵便番号、電話番号
- ③ 施設の開設主体・経営主体
- ④ 施設の定員・居室の状況
- ⑤ 施設の居住費の状況
- ⑥ 施設サービスの状況
- ⑦ 施設の食費の状況
- ⑧ 施設の職種別従事者数（常勤・非常勤）
- ⑨ 法人名、事業所名
- ⑩ 事業所の所在地、郵便番号、電話番号
- ⑪ 事業所における事業の状況（事業所名、事業開始年月、活動状況）
- ⑫ 事業所の経営主体
- ⑬ 事業所の区分・形態
- ⑭ 事業所におけるサービスの提供状況（定員、9月中の利用実人員、利用延人員）
- ⑮ 事業所におけるサービスの提供体制
- ⑯ 事業所の職種別従事者数

調査対象：全国の介護保険施設、介護保険法による居宅サービス事業所

調査対象数：

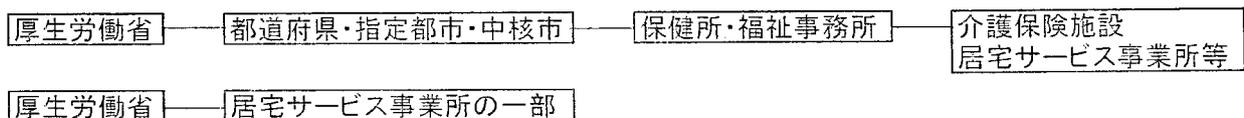
介護保険施設 約 13,000 施設

居宅サービス事業所 約 85,000 事業所（うち本省直接郵送分は約 40,000 事業所）

調査の方法：

施設票及び事業所票は、福祉事務所・保健所を通じて調査票を配付し、施設・事業所管理者が調査票に記入する。ただし、居宅サービス事業所等の一部については、厚生労働省から直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

調査の実施経路：



予算額：75,493千円（平成19年度）

就労条件総合調査の民間開放について（案）

【民間競争入札とする理由】

- 平成 19 年 6 月 7 日の第 3 回統計調査分科会に提出した「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」において、就労条件総合調査については、平成 20 年度から、都道府県労働局経由を本省の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、他の統計調査の民間開放の検討の参考とするためには、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

【入札の対象範囲】

- 「就労条件総合調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査票等の印刷・送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務（分析を含む。）、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定時期】

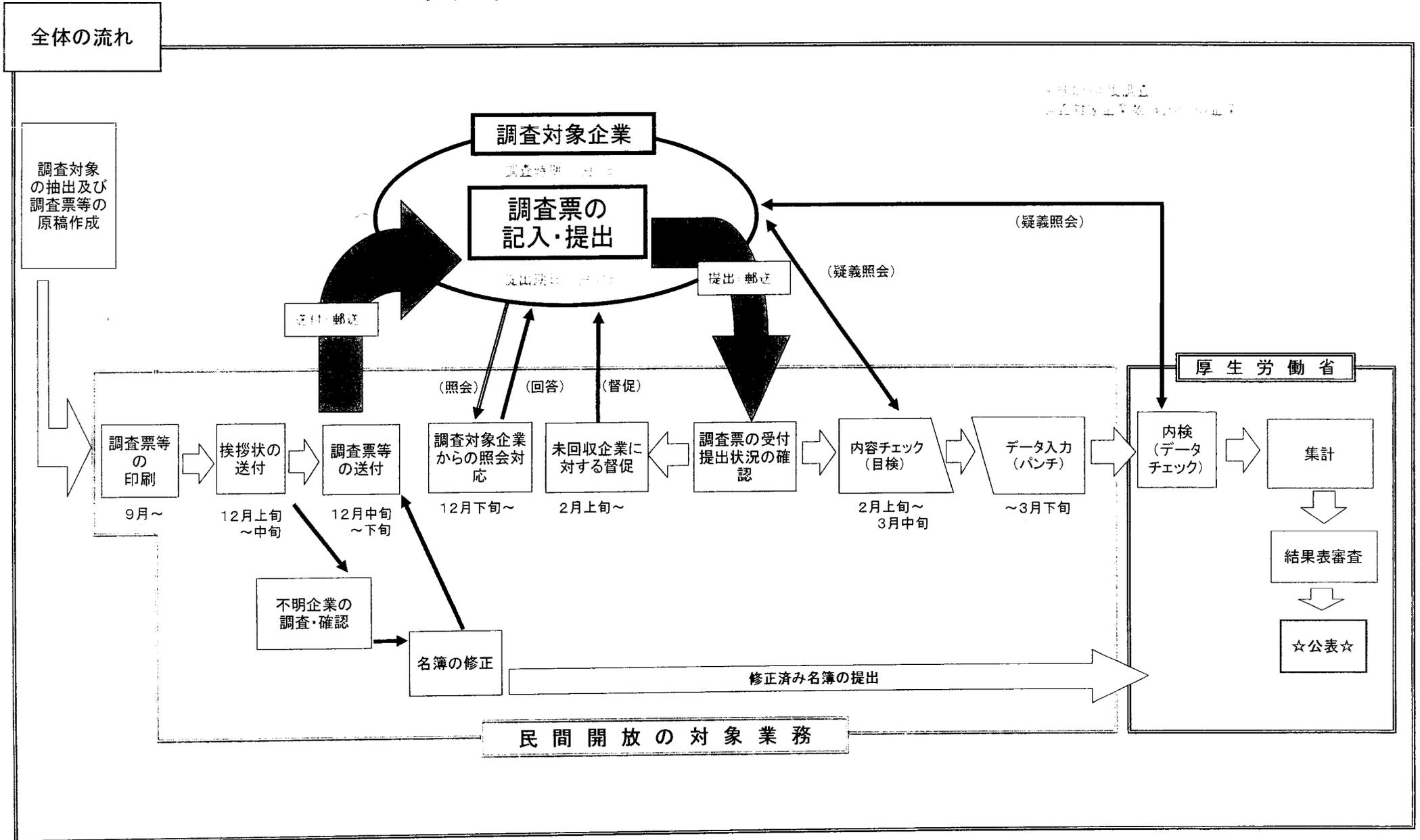
- 平成 20 年 5 月目処に入札公告し、平成 20 年 8 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

- 本調査は承認統計調査で、毎年総務省の承認を得て行っており、指定統計とは異なり、その都度調査項目や設問に変更がある。よって、調査票の調査項目や設問数が、年によって大きく変わる（データ入力パンチ数の増減等）がある。また、21 年度調査においてオンライン調査手法の導入を検討しているということ、あわせて今回が厚生労働省にとって、はじめての市場化・民間開放であり、今回の委託状況等を鑑み、次年度、業務の委託範囲の拡大も考慮していることから、今回の調査に関しては、単年度契約とすることが妥当と判断している。

（なお、平成 21 年度調査については、平成 20 年度調査の実績が出ていない段階で契約期間を判断する必要があるため、複数年度契約とすることを含め、契約期間をどうするかについては来年の 12 月までに検討してまいりたい。）

一就労条件総合調査の流れ図(実施方法)(案)一



平成20年就労条件総合調査の概要

調査の概要

主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し、我が国の民間企業における労働条件の現状を明らかにすることを目的として毎年行っている承認統計調査である。

なお、平成19年調査では、賃金制度、労働時間制度、福利厚生制度、定年制等について、平成18年調査では、賃金制度、労働時間制度、労働費用、派遣労働者関係費用、定年制等について、平成17年調査では、賃金制度、労働時間制度、職場外的生活設計、定年制等についてそれぞれ調査しており、調査年によって、調査項目に大幅な変更がある調査である。

調査の期日

平成20年1月1日現在

調査の事項

- (1) 企業の属性に関する事項
 - ア 企業の名称
 - イ 本社の所在地
 - ウ 企業の主な生産品の名称又は事業の内容
 - エ 企業の常用労働者数
 - オ 労働組合の有無
 - カ 企業にある業務
- (2) 労働時間制度に関する事項
 - ア 所定労働時間
 - イ 週休制
 - ウ 年間休日総数
 - エ 年次有給休暇
 - オ 変形労働時間制
 - カ みなし労働時間制
- (3) 定年制等に関する事項
 - ア 定年制
 - イ 定年後の措置
 - ウ 65歳以上の人が働くことができる仕組み
- (4) 退職給付（一時金・年金）制度に関する事項
 - ア 退職給付（一時金・年金）制度の有無、支払準備形態
 - イ 退職一時金制度の運営
 - ウ 退職給付（一時金・年金）制度の見直し
- (5) 退職給付（一時金・年金）支給実態に関する事項
 - ア 退職者数

イ 労働者個人別退職給付の支給実態

調査対象

日本標準産業分類に基づく13大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）〕に属する常用労働者が30人以上の民営企業から、産業、企業規模別に抽出した企業

調査対象企業数

約6,000企業

調査方法

郵送調査

調査系統

厚生労働省—報告者

報告者—都道府県労働局・労働基準監督署—厚生労働省

予算額：24,808千円（平成19年度）

検討会における検討スケジュールについて

【平成 19 年】

第 1 回 11 月 16 日 検討の進め方、スケジュール等について議論

【平成 20 年】

第 2 回 1 月上旬～中旬 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査実施要項検討①

第 3 回 1 月下旬 就労条件総合調査実施要項審議①（社会福祉施設等調査及び
～ 2 月上旬 介護サービス施設・事業所調査実施要項検討②（予備日）

第 4 回 2 月中旬～下旬 就労条件総合調査実施要項検討②（予備日）

※ 6 月～7 月 実施要項にしたがい、総合評価落札方式に基づく、業者選定。
（社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は 6 月頃、
就労条件総合調査は 7 月頃を予定）

第 5 回 12 月頃 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所事後評価検討①
及び実施要項検討①

【平成 21 年】

第 6 回 1 月頃 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所事後評価検討②
及び実施要項検討②

第 7 回 2 月頃 就労条件総合調査事後評価検討①及び実施要項検討①

第 8 回 3 月頃 就労条件総合調査事後評価検討②及び実施要項検討②